

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から54年3月まで
② 昭和54年7月から同年9月まで

私は、申立期間①及び②について、国民年金保険料をA町（現在は、B市）役場に現金で納付した。その際に同町役場の窓口の女性に、国民年金手帳の「国民年金の納付記録（1）」の欄に保険料を納付した期間を記入してもらったことを記憶しており、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A町役場で国民年金保険料を納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和54年5月ごろであると推定され、当該期間の保険料は現年度分の保険料となることから、同町役場で納付することは可能である。

また、申立期間当時の住所は変更されておらず、生活状況に変化はみられないなど申立期間②に係る保険料を納付できない事情はうかがえない。

さらに、申立期間②前後の国民年金の被保険者期間（昭和54年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間）の保険料を現年度納付していることから、申立期間②についても納付していると考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人はA町役場で国民年金保険料を納付したと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、当該時点で申立期間①の保険料は過年度保険料となり、

同町役場の窓口では納付できない。なお、申立期間当時、同町役場に公金収納機関として農協の事務所が設置されていたが、当該農協から「当時の担当者は、過年度分の国民年金保険料を収納した覚えは無く、郵便局で納付するように説明していたとしている。」との回答が得られた。

また、申立期間①は、20 か月と長期間である上、申立人の申立期間に係る保険料の納付金額、納付時期等の記憶はあいまいである。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から平成 2 年 4 月まで

私は、昭和 51 年に A 店を開業し、同年から母親の知人である税務署職員に教わりながら、自分で確定申告を始めた。また、昭和 58 年から B 店を開業し、確定申告は税理士事務所に委託しており、同年から平成元年までの確定申告書（控）のとおり、母親の分も含めて国民年金保険料を納付している。

自分で確定申告をしていた期間も含めて、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの期間については、申立人が所持している平成元年分の確定申告書（控）の国民年金の支払保険料欄に、同年1月から3月までの保険料におおむね相当する金額（2万1,583円）が記載されているところ、当該期間において、申立人は夫の扶養家族となっていないこと、及び申立人が自らの扶養家族としていた申立人の母親は昭和63年3月に60歳に到達した以降は国民年金保険料を納付する必要がないことから、当該確定申告書（控）に記載された金額は、申立人が納付した国民年金保険料と考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和51年1月から63年12月までの期間及び平成元年4月から2年4月までの期間については、申立人が所持している昭和58年分から63年分までの確定申告書（控）の国民年金の支払保険料欄を見ると、58年分から62年分までの保険料額は当時の一人分の年間保険料額におおむね相当する金額が、また、63年分の保険料額は2か月分の保険料額に相当する金額がそれぞれ記載されているが、当該期間において、申立人は母親を自らの扶養家族としていたこと、及びオンライン記録上、申立人の母親は納付済みとされていることから、当該確定申告書（控）に記載された金額は、申立人の国民年金保険料ではなく、

申立人の母親一人分の国民年金保険料と考える方が自然であることなどから、申立人が当該期間において自らの保険料を納付したとは考え難い。

また、昭和 58 年分から平成元年分までの確定申告書（控）以外に、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から15年8月までは20万円、同年9月から17年3月までは22万円、同年4月から18年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は33万円、同年12月19日は38万円、16年7月20日及び同年12月20日は33万円、17年7月20日は27万円、同年12月20日は31万円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は31万円、19年7月20日は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は33万円、同年12月19日は38万円、16年7月20日及び同年12月20日は33万円、17年7月20日は27万円、同年12月20日は31万円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は31万円、19年7月20日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から平成14年6月から15年8月までは20万円、同年9月から17年3月までは22万円、同年4月から18年6月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は33万円、同年12月19日は38万円、16年7月20日及び同年12月20日は33万円、17年7月20日は27万円、同年12月20日は31万円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は31万円、19年7月20日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは20万円、同年10月から16年8月までは24万円、同年9月から18年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は25万円、同年12月19日は30万円、16年7月20日は27万円、同年12月20日及び17年7月20日は25万円、同年12月20日は26万円、18年7月20日は29万円、同年12月20日は26万円、19年7月20日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は25万円、同年12月19日は30万円、16年7月20日は27万円、同年12月20日及び17年7月20日は25万円、同年12月20日は26万円、18年7月20日は29万円、同年12月20日は26万円、19年7月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から平成14年6月から同年9月までは20万円、同年10月から16年8月までは24万円、同年9月から18年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は25万円、同年12月19日は30万円、16年7月20日は27万円、同年12月20日及び17年7月20日は25万円、同年12月20日は26万円、18年7月20日は29万円、同年12月20日は26万円、19年7月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成18年5月から同年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額（平成18年12月20日及び19年7月20日は10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月20日及び19年7月20日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から同年9月1日まで
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間②及び③の標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成18年5月から同年8月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月については、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日及び19年7月20日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは38万円、同年4月から18年6月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は62万円、同年12月19日は75万円、16年7月20日は62万円、同年12月20日は75万円、17年7月20日は57万円、同年12月20日は75万円、18年7月20日は60万円、同年12月20日は80万円、19年7月20日は60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は62万円、同年12月19日は75万円、16年7月20日は62万円、同年12月20日は75万円、17年7月20日は57万円、同年12月20日は75万円、18年7月20日は60万円、同年12月20日は80万円、19年7月20日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日
⑦ 平成17年12月20日

⑧ 平成 18 年 7 月 20 日

⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から平成14年6月から17年3月までは38万円、同年4月から18年6月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は62万円、同年12月19日は75万円、16年7月20日は62万円、同年12月20日は75万円、17年7月20日は57万円、同年12月20日は75万円、18年7月20日は60万円、同年12月20日は80万円、19年7月20日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出してお

らず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは24万円、同年4月から18年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は18万円、同年12月19日は20万円、16年7月20日は19万円、同年12月20日は22万円、17年7月20日は18万円、同年12月20日は25万円、18年7月20日は20万円、同年12月20日は25万円、19年7月20日は22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は18万円、同年12月19日は20万円、16年7月20日は19万円、同年12月20日は22万円、17年7月20日は18万円、同年12月20日は25万円、18年7月20日は20万円、同年12月20日は25万円、19年7月20日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日
⑦ 平成17年12月20日

⑧ 平成 18 年 7 月 20 日

⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から平成14年6月から17年3月までは24万円、同年4月から18年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は18万円、同年12月19日は20万円、16年7月20日は19万円、同年12月20日は22万円、17年7月20日は18万円、同年12月20日は25万円、18年7月20日は20万円、同年12月20日は25万円、19年7月20日は22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出してお

らず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から18年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日及び同年12月19日は22万円、16年7月20日は21万円、同年12月20日は20万円、17年7月20日は19万円、同年12月20日は20万円、18年7月20日は18万円、同年12月20日は19万円、19年7月20日は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日及び同年12月19日は22万円、16年7月20日は21万円、同年12月20日は20万円、17年7月20日は19万円、同年12月20日は20万円、18年7月20日は18万円、同年12月20日は19万円、19年7月20日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から平成14年6月から17年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から18年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から給与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日及び同年12月19日は22万円、16年7月20日は21万円、同年12月20日は20万円、17年7月20日は19万円、同年12月20日は20万円、18年7月20日は18万円、同年12月20日は19万円、19年7月20日は18万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成18年2月から同年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額（平成18年12月20日は5万円、19年7月20日は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月20日は5万円、19年7月20日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月21日から同年7月1日まで
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間②及び③の標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成18年2月から同年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年1月については、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日は5万円、19年7月20日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは28万円、同年4月から18年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日、同年12月19日及び16年7月20日は40万円、同年12月20日は35万円、17年7月20日及び同年12月20日は36万円、18年7月20日は38万円、同年12月20日及び19年7月20日は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日、同年12月19日及び16年7月20日は40万円、同年12月20日は35万円、17年7月20日及び同年12月20日は36万円、18年7月20日は38万円、同年12月20日及び19年7月20日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日
⑦ 平成17年12月20日
⑧ 平成18年7月20日

⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から平成14年6月から17年3月までは28万円、同年4月から18年6月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日、同年12月19日及び16年7月20日は40万円、同年12月20日は35万円、17年7月20日及び同年12月20日は36万円、18年7月20日は38万円、同年12月20日及び19年7月20日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を平成10年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月21日から同年4月1日まで

私は、平成3年4月にA社（現在は、C社）に入社して以来、同社の正社員として現在まで継続して勤務している。平成10年3月21日に同社の本社からB営業所に転勤になったが、同年3月21日から同年4月1日までの期間が、厚生年金保険の未加入期間となっており、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、雇用保険の加入記録及びC社が提出した社内歴情報から判断すると、申立人は申立事業所に継続して勤務し（平成10年3月21日に、A社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、申立人が申立事業所に異動となった際、加入手続の誤りがあったとしていることから、事業主が、平成10年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から7年1月までの期間及び7年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から7年1月まで
② 平成7年3月から同年10月まで

私は、大学を卒業する平成6年に、就職か進学するか迷っていたが、「国民年金保険料を納付しておかないと就職に影響する。」との話を母が聞いてきた。母は、保険料の納付は親の責任だとして、A市で加入手続をし、赤い色の手帳の交付を受け、20歳までさかのぼって平成3年*月からの保険料を納付してくれた。

しかし、申立期間について未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳は、基礎年金番号制度導入後の平成9年2月19日に交付され、基礎年金番号が付番されており、同手帳は、9年1月から使用されている青色の年金手帳であることから、この時期に加入手続がなされ、申立人の20歳到達時の3年*月を資格取得日としたものとみられる。

また、申立人は、申立期間①及び②の時期は、B市及びC市に居住しており、申立人自身は、B市及びC市で加入手続をした記憶は無いとしている一方、申立人の母は、平成6年にA市で加入手続を行ったとしているが、8年4月7日にA市に住民票を異動した申立人は、この時期、A市で加入することはできない上、申立人の母が交付を受けたとしている「赤い色の手帳」は、8年12月まで使用されていた橙色の国民年金手帳とみられるところ、申立人の妹については、6年10月3日にA市で国民年金手帳が交付された記録が確認できる。

さらに、申立人に基礎年金番号が付番された平成9年2月時点では、申立期間①のうち、3年9月から6年12月までの国民年金保険料は、時効により納

付することができない。

加えて、申立人に基礎年金番号が付番された平成9年2月時点では、7年1月及び申立期間②に係る保険料を過年度保険料として納付することは可能であったが、この時期には、これらの過年度保険料の納付と同時に、申立人及び申立人の妹の平成9年度の保険料を現年度納付する必要があることとなる。ところ、申立人の現年度保険料について口座振替による納付手続がこの時期にとられているものの、何らかの理由により口座振替が開始しなかった形跡も確認できる。これらのことから、申立人の母にはこれらの時期の保険料を納付する意識はあったものの、申立人の7年1月及び申立期間②に係る保険料については、時効による納付期限が毎月末に到来していたため、納付が間に合わず、その結果として、7年2月の保険料のみが9年2月以降に過年度納付され、7年1月及び申立期間②である同年3月から10月までの保険料は未納となったものとするのが自然である。

その上、申立人は国民年金の加入手続や保険料納付に関与しておらず、申立人の母に聴取しても、申立人に係る加入手続や申立期間及び納付済みである平成7年2月及び11月以降の保険料の納付についての具体的な供述は得られず、このほかに、申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月

申立期間について、妻は国民年金に加入しているため、私も国民年金に加入しているはずであり、加入しているということは国民年金保険料も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していたA市には、申立期間に係る国民年金の加入記録は無く、未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間である上、申立期間は基礎年金番号が導入(平成9年1月)された後であるため、別の手帳記号番号の払出しも考えられない。

また、管轄する社会保険事務所(当時)において、申立期間に係る国民年金の未適用者一覧表(最終)が平成12年2月21日に作成されており、申立人はそれに該当しているため、当該時期においても申立期間は未加入であり、申立人は加入手続を行っていなかったと推認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人及びその妻に聴取しても、申立期間に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付に係る記憶が無い状況である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年から 52 年ごろまで
② 昭和 52 年から 53 年ごろまで

私は、昭和 51 年から 53 年ごろまでの 2 年間、A 社と B 社にそれぞれ 1 年ぐらい勤務した。

A 社では、着物を着た女性を連れて自治会や自宅を回り、小物を売っていた。

B 社では、朝晩は仕込み、昼は会社に弁当を運んでいた。

この 2 年について、厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶する事業所の所在地の近隣に、類似する名称の C 社が所在し、同社の現在の事業主及び従業員が、「申立人の記憶する業務を担当していた者がいた。」と供述していることから、申立人が勤務していたとする事業所は、当該事業所であり、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所の業務に関与していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間から 4 年以上経過した昭和 57 年 5 月 1 日である上、商業登記簿に記載されている申立期間当時の役員は、所在不明のため供述が得られず、現在の事業主は、「当社が社会保険に加入したのは、前任の取締役が就任した昭和 53 年 10 月以降であり、申立期間当時は入っていなかった。」と供述し、前任の取締役も、「自分が取締役だった当時に社会保険の適用事業所としての届出を行ったことは記憶しているが、それより前に保険料を給与から控除していたことはなく、申立人については覚えていない。」と供述している。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 57 年 5 月 1 日に資格取得している 5 人に文書照会したが、回答があった 4 人は、申立人について記憶が無いとしており、申立人が姓のみ記憶する同僚 2 人についても、当該事業所の厚生年金保険被保険者に同姓の者は見当たらず、特定できない。

- 2 申立期間②については、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月 12 日から同年 3 月 30 日まで申立ての事業所に類似する名称の E 社での雇用保険加入記録があること、及び申立人が記憶する同僚の供述から、申立人が勤務していたとする事業所は、当該事業所であり、申立人が、申立期間の一部について当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 8 月 1 日である上、当該事業所の当時の事業主は既に死亡しており、商業登記簿に記載されている申立期間当時の役員も所在不明のため供述が得られない。

また、申立人が記憶する同僚についても、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無く、「給与から保険料が控除されていたか、健康保険証が交付されていたか、全く覚えていない。」と供述している。

さらに、当該事業所が適用事業所となった昭和 53 年 8 月 1 日に資格取得している 7 人に文書照会したところ、回答があった 4 人全員が申立人について記憶が無いとしている。

- 3 申立人は、申立ての事業所での勤務期間及び保険料控除に係る記憶はあいまいであり、このほかに、申立人が、申立期間について申立ての事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月16日から同年8月30日まで
② 昭和26年10月10日から29年6月10日まで

私は、昭和24年1月8日にA社に就職し、海運局の検査官送迎用ボートに乗船していた。船員手帳では申立期間はB丸に乗船していたことになっているが、実際には、申立期間①は二人乗りボート「C丸」に機関長として、申立期間②はB丸に甲板員として乗船し、27年からはA社の造船課長の要請で鉸鉸工も兼務していた。

申立期間は「臨時工」で、給与は船員手帳の記録より少なかった。

申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳には、申立人はA社所有のB丸に、申立期間①は「甲板員」として、申立期間②は「機関員」として勤務（乗船）していたことが記録されているものの、船員手帳の「船員保険関係」欄に記載は無く、空白のままである。

また、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁が予めその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

さらに、申立人の記憶する同僚は、「申立人は、船の離岸時、着岸時に綱取りの業務や船の清掃等に従事しており、積荷が多い時などに仕向港で積荷を下ろす手伝いとして、応援で乗船することはあったが、原則的には陸の作業が中心だった。」と供述しており、申立人自身も、「A社に臨時工として入社し、会社からは厚生年金保険、船員保険に加入することは聞いていない。」と供述し

ている。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）は無い上、A社の船員保険被保険者名簿には、申立期間における被保険者証の記号番号に欠番は無く、申立人の名前も確認できず、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年から 29 年 4 月までの間の 1 年ぐらい
私は、申立期間のうち 1 年間ぐらい、A 市の B 事業所で製造業務を行っていたが、この期間の厚生年金保険加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の商業登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所が申立ての所在地にあり、申立ての業務を行っていたことが確認できることから、申立人が申立ての事業所の業務に関与していたことはうかがえる。

しかし、B 事業所が作成し保管している申立期間当時の職員名簿（被保険者名簿）には、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 17 人の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号にも欠番は無い上、当該名簿の記録は申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

また、申立ての事業所で、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員のうち 3 人は、いずれも申立人の記憶は無いとしており、申立ての事業所の現在の事業主は「残っている当時の関係資料に申立人の名前は無い。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 13 日まで
私は、父親の経営する A 社及び B 社で引き続き勤務していた。
しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び A 社の当時の取締役の供述から、申立人が、申立期間に A 社又は B 社のいずれかの事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立人の父が事業主である A 社で昭和 44 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、同様に申立人の父が事業主である B 社が設立された 45 年 3 月の翌月の同年 4 月 1 日に A 社での資格を喪失しているとともに、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった 46 年 2 月 13 日に、申立人と同社の監査役の二人のみが被保険者資格を取得している。一方、申立人以外の申立期間における A 社の被保険者 7 人全員については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 50 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同日に B 社で資格を取得していることが確認できることから、申立人については、他の従業員とは異なる取扱いがなされていたものと考えられる。

また、申立人の A 社での健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 45 年 5 月 1 日に健康保険証が回収されていることが確認できる上、申立人が A 社で資格を喪失した同年 4 月 1 日以降、申立期間に新たな被保険者は確認できず、健康保険の番号に欠番は無い。

さらに、A 社及び B 社において、社会保険関係事務のすべてを行っていたとする事業主である申立人の父及び母は既に死亡しており、当時の取締役からも申立人に係る厚生年金保険の取扱いに係る具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除についての記憶

は明らかではなく、ほかに申立人が申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から26年3月1日まで
② 昭和26年3月1日から同年5月7日まで

私は、昭和25年5月にA社に正社員として入社したが、26年2月に同社を退職し、B社に転職した元同僚二人から入社を誘われたため、同年3月ごろにB社に正社員として入社した。

当該期間において、私が厚生年金保険被保険者とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の供述及び同僚の証言から、申立期間①のうちいずれかの時期について、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚は、申立人が申立事業所で勤務していた時期及び期間については覚えておらず、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者である同僚のうち回答が得られた二人は、いずれも申立人を覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び役員は死亡等により、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無について確認することができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年4月1日から27年3月1日までの期間中に被保険者資格を取得した被保険者について確認したところ、当該名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

2 申立期間②について、申立人は、申立事業所に入社した理由として、前述

の同僚二人に申立事業所への入社を誘われたためとしているが、当該同僚のうち一人が申立事業所で被保険者資格を取得したのは、申立期間②の始期より後の昭和26年10月であることが確認できる。

また、申立期間の申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 4 月 1 日から 28 年 5 月 6 日まで
② 昭和 28 年 8 月 28 日から 30 年 11 月 1 日まで

私は、12 才から 18 才ぐらいまで、マッチ工場で働いていた。大人の作業員に混じって、マッチを箱につめる作業をしていた。荷物を台車に乗せて運んだり、清掃をしたり、作業員を補助する雑務を何でも行っていた。記憶が定かではないが、給与は月に 3 千円ぐらいであったと思う。当時の事が証明できるものが無い中でも記録を発見してもらったが、3 か月しか加入記録が無いというのはおかしい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した「労務加配米配給割当ノート」（以下「ノート」という。）には、昭和 28 年 2 月、同年 5 月から 6 月及び同年 8 月には申立人の氏名が記載されており、申立人が申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 28 年 5 月 6 日には申立人以外に二人が資格を取得しているところ、これらの者も厚生年金保険の資格取得日以前にノートに氏名の記載があることから、事業主は、申立事業所に勤務と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間①については、申立事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 26 年 4 月 1 日であり、また、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格取得時の年齢が一番若い者でも 15 歳 3 か月目であることから、16 歳未満の従業員について、申立事業所は、16 歳に到達する年度で厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

申立期間②については、申立事業所は「ノートには、昭和 28 年 2 月から 8

月までの間にしか申立人の名前が記載されていないので、申立人は、同年8月未までに退職したと思われる。」としており、ほかに申立人の申立期間②における勤務を裏付ける供述も得ることができない。

また、申立期間①及び②を含む申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には整理番号に欠番は無く、申立人は記録のある厚生年金保険の加入期間以外には申立人の氏名が確認できない。

このほか、申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 30 日から 32 年 2 月 27 日まで
② 昭和 32 年 3 月 6 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 12 月 25 日から 33 年 8 月 6 日まで
④ 昭和 33 年 8 月 6 日から 34 年 8 月 24 日まで
⑤ 昭和 34 年 9 月 4 日から同年 9 月 11 日まで
⑥ 昭和 34 年 9 月 11 日から同年 10 月 5 日まで

私は、申立期間①から⑥まで、船員として乗船していた。このことは船員手帳により明らかであるにもかかわらず、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑥について、申立人が所持する船員手帳に雇入及び雇止公認印が押されていることから、申立人は申立てどおり各船舶所有者の下で勤務していたことは確認できるものの、船員保険について、船員の雇入手続時に船員保険加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れができない取扱いとなったのは、平成 16 年 12 月 8 日付け国土交通省海事局船員労働環境課長通知により 17 年 1 月 4 日以降であり、申立期間当時においては、雇い入れる船員の船員保険加入は必須条件ではなく、船員手帳に記載されている雇入年月日から雇止年月日までの期間と船員保険の被保険者期間は必ずしも一致しているとは言い難い。
- 2 申立期間①について、申立人は、A丸には自分を含め 4～5 人乗船していたとしているが、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿をみると、申立期間①当時の被保険者は、機関員と機関長の 2 人のみであり、船長や申立人の記録が無い上、被保険者証記号番号に欠番は無く、同船舶は乗組員のすべて

を船員保険に加入させる取扱いではなかったことが推認される。

- 3 申立期間②について、申立人のB社における船員保険の記録が、昭和32年4月1日から同年10月30日までであるところ、同社の事業所名簿及び船員保険被保険者名簿によると、同社が船員保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において資格を取得している日と同日の32年4月1日であり、申立期間②においては適用事業所として確認できない。
- 4 申立期間③及び⑤について、申立人が乗船していたC丸の船舶所有者の事業所名簿により、同船舶所有者が船員保険の適用事業所となったのは、昭和45年12月19日であり、申立期間③及び⑤においては適用事業所として確認できない。
- 5 申立期間④及び⑥について、D丸に係る船員保険加入記録のある当時の同僚は、「D丸で2回の加入期間があるが2回とも乗船してから数か月は船員保険に加入していない。」旨供述していることから、申立人が乗っていた同船舶に乗り組むと同時に船員保険に加入させる取扱いではなかったことが推認される。
- 6 申立期間②を除く各申立期間について、申立期間当時の船舶所有者及び船長は、死亡又は連絡先が不明であり、また、申立期間②について、B社は、申立期間当時の状況は不明としているため、いずれの申立期間においても乗組員の船員保険の取扱いについて確認できない。
- 7 このほか、すべての申立期間について、申立人は船員保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、申立人の各申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年から18年ごろまで
② 昭和18年ごろから20年8月ごろまで

私の夫は、学校卒業後の昭和17年ごろから1年間くらいA市で仕事をしていた。事業所名は、はっきりとは分からないが、古くからあるB社で仕事をしていただと思う。

また、事業所名は分からないが、夫は昭和18年から2年くらいC県で働いていた。夫の当時の下宿先の奥さんが夫の事を覚えており、「申立人は沖で働いていた。1週間に1度帰って来ていた。」と言っていた。

しかし、申立期間が未加入期間とされており納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人が勤務した事業所は、A市で古くから操業していたB社ではないかとしているところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社は昭和24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、また、同事業所を承継したD社は26年1月1日に適用事業所となっていることが確認できることから、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことがうかがえる。

さらに、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）制度の発足は、昭和17年6月1日であり、申立期間のうち同年1月から同年5月までは、制度発足前の期間である。

申立期間②について、申立人の妻は、申立人が勤務していた事業所名及び仕事内容は分からないとしており、また、申立人が勤務していたとする事業所名

を推測できる資料等も無い。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の勤務の実態及び事業主による給与からの保険料控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月8日から25年3月8日まで

18歳のときにA社に就職し、同事業所に1年以上勤務した記憶があるが、オンライン記録では、昭和25年3月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の後継事業所が保管する申立人の工員名簿に、「昭和25年3月8日雇入、同年5月17日解雇」と記載されていることが確認できる。

また、同事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届から、同事業所の事業主は、申立人について、昭和25年3月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月17日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できるところ、この資格取得日及び資格喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立事業所において申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員(複数)から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたとの供述は得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から平成 19 年 10 月 25 日まで
私は、昭和 47 年 1 月 10 日にA社で正社員として入社し、50 年 4 月末日まで勤務した。私が申立事業所を退社した理由は、様々な嫌がらせを受けたためであり、また、退社後も申立事業所のせいで不法侵入などの被害を受けている。

申立期間は、申立事業所で働いていないが、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から発行された退職証明書により、申立人は、昭和 50 年 4 月 30 日に申立事業所を退職していることが確認できる上、申立人自身も申立期間において申立事業所に勤務していないことを認めており、申立人が、申立期間に申立事業所において、厚生年金保険に加入することはできない。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間のうち、1か月の未加入期間（昭和 58 年 7 月）を除き、国民年金又は別の事業所での厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで
② 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日にA社に入社し、平成 14 年 10 月 31 日まで継続して勤務した。途中、昭和 61 年 6 月 14 日から平成元年 7 月 15 日までB国の会社へ出向したが、出向期間のうち申立期間①及び②の標準報酬月額が大幅に減額されている。

しかし、申立期間①及び②において給与が減額されたことは無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立期間①及び②について、申立人から提出された給与明細書上の給与支給総額から、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が相違している可能性があることがうかがえるが、事業主は、「申立期間①及び②の関係書類は廃棄しているため、当時の状況は分からない。」としており、その内容について確認することができない。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1232(事案 656 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 21 日から 38 年 3 月 31 日まで
② 昭和 39 年 11 月 21 日から 41 年 5 月 21 日まで

前回の申立てでは、第三者委員会から脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはいかがえないとして、記録訂正はできない旨の通知を受け取ったが、私は出産のため、A社を退職してすぐに実家に帰り、長男の出産後もしばらくの間は実家にいたので、脱退手当金の請求手続も受領もしていないので、納得できない。

また、私が第三者委員会から通知を受け取った後の平成 21 年 6 月 25 日に、年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針が一部改正されたと知ったので、再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされていること、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 8 月 5 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかがわれないこと、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後において別番号となっていることなどから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 4 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は昭和 41 年 6 月に実家で長男を出産し、その後しばらく実家にいたので、同年 8 月 5 日に脱退手当金の請求手続をすることはできなかったと主張するが、請求手続は最寄りの社会保険事務所（当時）でも行うことが可能であり、受領手続も社会保険事務所が指定した、請求者の住所から受領に最も便利と認められる銀行又は郵便局で可能であった。

また、申立人が申立事業所に勤務していた当時における元支店長等関係者から申立内容を裏付ける供述は得られず、平成 21 年 6 月 25 日に一部改正があった、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」を踏まえても、申立人の申立内容及びこれまで収集した関連資料等で、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月 5 日から同年 6 月 17 日まで
② 平成 14 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

私は、高校を卒業後すぐに県外へ出て、昭和 63 年 3 月に A 社に就職したが、勤務期間の最初の約 3 か月の厚生年金保険の記録が無いので、その記録を訂正してほしい。

また、私が B 社を退職した平成 14 年 4 月は厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、その月の厚生年金保険の記録に反映されていないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持している給与明細書から申立人が申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所は、申立期間当時の保険料の控除方式は当月控除であったとしており、昭和 63 年 3 月分から同年 5 月分までの給与明細書では、同年 3 月から同年 5 月までの厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立事業所における申立人の資格取得日は昭和 63 年 6 月 17 日となっており、申立期間について整理番号（健康保険番号）に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の所持している申立事業所の給与明細書によると、厚生年金保険の被保険者資格を取得した月の平成 13 年 12 月から 14 年 4 月までの 5 か月間、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人が申立事業所を離職した日は、平成 14 年 4 月 25 日となっており、申立事業所も、申立人の在籍期間を平成 13 年 12 月 3 日から 14 年 4 月 25 日までとしている上、申立人自身も、申立事業所に 14 年 4 月末日までは勤務していなかったと供述している。

また、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成 14 年 4 月 26 日であり、同年 4 月は、申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。